

廃第738号-3
令和5年9月27日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県印旛郡栄町矢口124番地 有限会社日栄商事（代表取締役 根本 孝幸） （法人番号 4040002056792）
許可の番号	第01200166382号
処分の年月日	令和5年9月27日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	<p>有限会社日栄商事は、産業廃棄物処分業者の中間処理場で発生した汚泥処理後物の運搬を受託していたところ、産業廃棄物である当該汚泥処理後物を、土砂等を搬入するように装って千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例第11条第2項第5号に規定する特定事業場に搬入し、もってみだりに捨てていた（法第16条違反）。</p> <p>このことは、法第14条の3第1号前段（違反行為をしたとき）に該当するとともに、法第14条の3の2第1項第5号による許可取消しの要件である「前条第1号に該当し情状が特に重いとき」に該当する。</p>

廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684